

納入仕様書

1. 品名

高分子凝集剤

2. 使用目的

- (1) 九頭竜川浄化センターの汚泥処理工程で発生する消化汚泥の脱水(汚泥脱水用)
- (2) 九頭竜川浄化センターの汚泥処理工程で発生する余剰汚泥の濃縮(汚泥濃縮用)

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 運転条件および設備概要

納入品は、次の運転条件および設備で使用されるものとする。

(1) 汚泥脱水用

①対象汚泥

消化汚泥 (供給濃度 : 1.2~2.5%程度)

②設備概要

ア) ベルトプレス式

- ・種類 : 高効率型ベルトプレス脱水機×3台 (No. 1、3、4脱水機)
- ・型番 : (株)荏原製作所 DRPSp-3000
- ・ろ布有効幅 : 各 3.0m (重ろ布、内ろ布、外ろ布)
- ・脱水能力 : 250kg-DS/時 (1台あたり)

イ) スクリュープレス式

- ・種類 : 高効率型圧入式スクリーンプレス脱水機×1台 (No. 2脱水機)
- ・型番 : (株)石垣 ISGKV-1105-05
- ・スクリーン径 : ϕ 1,100mm
- ・脱水能力 : 366kg-DS/時

③添加率 2.5%以下 (溶解濃度 0.2%)

④溶解水 処理水 (砂ろ過水) 処理能力 3ppm (SS) 以下

(2) 汚泥濃縮用

①対象汚泥

余剰汚泥 (供給濃度 : 0.35~1.0%程度)

②設備概要

- ・種類 : 常圧浮上濃縮方式
- ・濃縮能力 : 150kg-DS/時

③添加率 0.35%以下 (溶解濃度 0.2%)

④溶解水 処理水（砂ろ過水） 処理能力 3ppm（SS）以下

5. 品質規格

納入品は、「4. 運転条件および設備概要」に示した条件で使用された場合に次の規格を満たすものとする。

(1) 汚泥脱水用

- ① 汚泥含水率：80%以下
- ② SS 回収率：90%以上
- ③ その他
 - ・納入する高分子凝集剤の形状は顆粒状であること。
 - ・溶解し易く、粉塵が発生しにくいものであること。
 - ・吸湿等により、汚泥処理工程に支障のないものであること。
 - ・分離液は水処理系統に返流されるため、水処理に悪影響を及ぼさないものであること。
 - ・汚泥処分（焼却、コンポスト化）において高分子凝集剤に起因する有害物質発生のないものであること。

(2) 汚泥濃縮用

- ① 濃縮汚泥濃度：4.0%以上
- ② SS 回収率：99%以上
- ③ その他

「(1) 汚泥脱水用 ③その他」と同様とする。

6. 選定試験および品質保持

- ① 契約締結後、すみやかに高分子凝集剤選定のための試験（テーブル試験）を実施し、(1) 汚泥脱水用、(2) 汚泥濃縮用のそれぞれについて、「5. 品質規格」に適合する高分子凝集剤を選定すること。また、汚泥の性状試験を併せて行うこと。
- ② テーブル試験結果の報告書を提出し、発注者の承諾を得た後、選定した高分子凝集剤を当浄化センターの脱水機および濃縮設備で実際に使用し、実機において「5. 品質規格」を満たすかどうか確認を行うこと（実機試験）。試験後、結果報告書を発注者に提出すること。
- ③ 契約期間中、汚泥性状の変化等により選定した高分子凝集剤が「5. 品質規格」を満たさなくなった場合は、上記①、②の方法により再選定を行うこと。
- ④ 選定した高分子凝集剤の安全データシート（SDS）を速やかに提出すること。再選定を行った場合も同様とする。
- ⑤ 上記①～④に要する費用は受注者の負担とする。
- ⑥ 品質保持のため、納入した高分子凝集剤を発注者が不定期に採取し、分析することがある。

- ⑦ 選定品と異なる高分子凝集剤を納入したことに起因する障害が生じた場合は、受注者が責任をもって復旧すること。また、納入品を全量入替すること。

7. 納入予定数量

契約期間中の納入予定数量は次のとおりである。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 汚泥脱水用 | 29,400 kg/年 |
| (2) 汚泥濃縮用 | 6,045 kg/年 |
| 合計 | 35,445 kg/年 |

※発注を保証するものではない。

8. 納入場所

- (1) 汚泥脱水用：九頭竜川浄化センター汚泥処理棟内指定箇所
(2) 汚泥濃縮用：九頭竜川浄化センター機械濃縮棟内指定箇所

9. 納入方法等

- ① 納入品の荷姿は1袋 15kg 入りの紙袋詰めとし、1回あたりの発注量は(1) 汚泥脱水用が900kg (60袋)、(2) 汚泥濃縮用は450kg (30袋) とする。
- ② 納入品の包装には、品名・重量・メーカー名・製造年月日・製造ロット番号および取り扱い上の注意事項を記載すること。
- ③ 納入は発注者指定の日時とし、発注日から概ね7日以内とすること。
- ④ 納入は荷卸しを含むものとし、「8. 納入場所」で指定された場所に納入すること。また、契約締結後に納入場所を事前に確認し、安全に配慮して作業を行うこと。
- ⑤ 荷卸し前に発注者の立会の下、納品書による納品検査を受けること。
- ⑥ 納入品の空袋は受注者が回収し処分すること。過年度の納入品の空袋が発生した場合も、現年度の受注者が引き取り処分すること。